

関ヶ原都市計画総括図

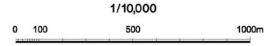
- 都市計画区域 昭和29年7月19日 建設省告示第1276号及び277号(決定)
昭和53年4月1日 岐阜県告示第240号(変更)
昭和61年4月1日 岐阜県告示第341号(変更)
昭和63年4月1日 岐阜県告示第241号(決定)
昭和64年7月24日 岐阜県告示第595号(変更)
昭和65年4月1日 岐阜県告示第380号(変更)
平成8年4月1日 関ヶ原町告示第13号(決定)
令和2年11月20日 関ヶ原町告示第60号(変更)
昭和54年7月10日 関ヶ原町告示第28号(変更)
昭和54年7月24日 岐阜県告示第594号(変更)
昭和59年3月30日 岐阜県告示第309号(変更)
平成3年12月24日 岐阜県告示第777号(変更)
昭和54年4月10日 岐阜県告示第333号(決定)
昭和58年1月11日 岐阜県告示第33号(変更)
平成3年3月20日 関ヶ原町告示第10号(決定)
平成3年12月19日 関ヶ原町告示第37号(決定)
平成4年10月13日 関ヶ原町告示第22号(決定)
平成15年8月18日 関ヶ原町告示第38号(変更)
- 用途地域
道 路 網
公 園
火 葬 場
一団地の住宅施設
下 水 道

関ヶ原都市計画下水道の変更(関ヶ原町決定)
総括図 [汚水]
縮尺 10,000分の1



関ヶ原公共下水道
排水区域 変更前 約318ha
排水区域 変更後 約301ha

凡 例	
排水区域(変更なし)	
排水区域(追加)	
排水区域(削除)	



用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の用途制限
第一種住居地域	第一種住居用建築物のみが建てられる。商業施設、工業施設は建てられない。
第二種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物、小規模な商業施設、小規模な工業施設が建てられる。
第三種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物、小規模な商業施設、小規模な工業施設、小規模な公共施設が建てられる。
第一種商業地域	商業施設、小規模な工業施設、小規模な公共施設が建てられる。
第二種商業地域	商業施設、小規模な工業施設、小規模な公共施設、小規模な住宅施設が建てられる。
第三種商業地域	商業施設、小規模な工業施設、小規模な公共施設、小規模な住宅施設、小規模な工業施設が建てられる。
第一種工業地域	工業施設、小規模な公共施設が建てられる。
第二種工業地域	工業施設、小規模な公共施設、小規模な住宅施設が建てられる。
第三種工業地域	工業施設、小規模な公共施設、小規模な住宅施設、小規模な工業施設が建てられる。
第一種公共施設地域	公共施設、小規模な住宅施設、小規模な工業施設が建てられる。
第二種公共施設地域	公共施設、小規模な住宅施設、小規模な工業施設、小規模な商業施設が建てられる。
第三種公共施設地域	公共施設、小規模な住宅施設、小規模な工業施設、小規模な商業施設、小規模な工業施設が建てられる。